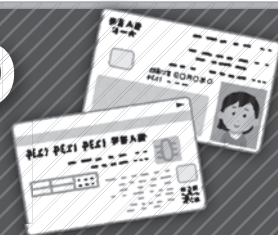


「個人番号(マイナンバー)」のご提供をお願いします。



マイナンバー制度の開始に伴い、共済組合ではその取得方法を検討中であることを『共済だより10月号』でご案内しておりましたが、組合員及び被扶養者のマイナンバーについては、所属所の共済事務担当課を通じて取得させていただくことに決定し、現在、組合員の皆様へマイナンバーの提供をお願いしているところです。つきましては、ご提供について特段のご理解とご協力をお願いいたします。

また、任意継続組合員及びその被扶養者のマイナンバーについては、共済組合が管理する基本情報を使用して地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)から取得させていただき、基本情報が一致せず J-LIS から取得できない場合は、該当任意継続組合員に通知いたしますので、マイナンバーのご提供に特段のご理解とご協力をお願いいたします。



共済組合のマイナンバーの利用目的について

共済組合では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の別表第1の24の項に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び39の項に規定する「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」においてマイナンバーを利用いたします。



具体的な内容について

短期給付関係

- 被扶養者の認定事務において、住民票や所得証明書等の取得等
- 傷病手当金等の支給事務において、他の法令による給付との併給確認等

長期給付関係

- 扶養親族等申告書を税務署や市町村等へ提出する法定調書に利用
- 年金給付あるいは一時金支給に係る事務処理に利用

福祉事業関係

- 貯金事業において、税務署へマル優適用者の非課税貯蓄申告書等の提出



番号制度についての詳しい内容は…

社会保障・税番号制度(内閣官房)のホームページをご覧ください。

▶ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

共済組合におけるマイナンバー関係お問い合わせ先

- | | | |
|-------------|-----|--------------|
| ・短期給付に関すること | 保険課 | 048-822-3306 |
| ・年金に関すること | 年金課 | 048-822-3307 |
| ・福祉事業に関すること | 福祉課 | 048-822-3305 |

